

別紙

地域再生計画 新旧対照表

新	旧
(略)	(略)
5 目標を達成するために行う事業	5 目標を達成するために行う事業
(略)	(略)
5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業	5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業
(略)	(略)
<p>4) 地域再生支援利子補給金の受給を予定する金融機関</p> <p>「PFI活用によるまんのう町活性化計画」地域再生協議会の構成員である以下の金融機関</p> <p><u>株式会社愛媛銀行</u></p>	<p>4) 地域再生支援利子補給金の受給を予定する金融機関</p> <p>「PFI活用によるまんのう町活性化計画」地域再生協議会の構成員である以下の金融機関</p> <p>株式会社日本政策投資銀行、株式会社百十四銀行</p>
(略)	(略)